

労働基準法労務管理講座

～事案ごとに対応方法を解説します～

労務管理をめぐる日常の諸問題は、より公正・妥当な解決が求められますが、法令等に照らしてすっきり解決できない問題もあります。手際よく解決・処理していくところに実務担当者の役割がありますが、また悩みもあると思います。

本講座は、そうした悩みに応じて事案ごとに実務的にやさしく解説いたします。ぜひご参加ください。

- 1、日時 平成27年1月21日(水) 13時30分～16時20分(受付13時より)
- 2、講師 村木 宏吉 氏(労働衛生コンサルタント・元労働基準監督署長)
- 3、内容

賃金管理・業務繁忙等の理由により就業規則を変更して賃金支給日を変更してよいか？

- ・基本給の中にみなし残業時間を含めて初任給を設定しても違法でないか？
- ・日勤・交代勤務等で所定労働時間が異なる場合の割増賃金算定基礎時間
- ・会社に損害を与えた場合の損害金を給料から控除できるか？
- ・定年雇用者の賃金設定時における最低賃金法との兼ね合いの注意点

労働時間・非常災害時等の理由による労働時間延長、休日労働ができるための手続き

- ・工作中的交通違反の取り調べで警察に出頭、欠勤した日の取扱
- ・遅刻相当分を当日の残業時間で相殺できるか？
- ・一昼夜隔日勤務の場合の時間外労働の計算方法

年次有給休暇・請求があれば産休中でも年休を与えなければならないか？

- ・年休は平均賃金算定時算入するのか？
- ・欠勤に年休を充当する定めは法的に問題か？

退職解雇・同僚とトラブルが多く解雇したい、どうしたらよいか？

- ・契約派遣社員を派遣先の組織変更により途中で契約終了したい、方法は？
- ・退職金は労働者から請求があれば、7日以内に支払なければならないか？
- ・裁判で解雇無効となった場合の対応

その他・1日5時間のパートにも育児時間が必要か？

- ・出張の往復に要する時間は労働時間か？
- ・定期健康診断にかかる費用と受診時間の賃金の取扱い

- 4、定員 80名(先着順)
- 5、会場 大田区立消費者生活センター 2F 大集会室 (裏面案内図参照)
- 6、受講料 (資料代・消費税込) 会員2,000円 会員以外の方 3,000円
- 7、申込方法等

- ①受講申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。
- ②申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後2週間以内(到着から1月14日まで2週間ない場合は1月14日(水)まで)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。

・銀行名	三菱東京UFJ銀行田町支店	・口座番号	普通預金 0397963
・口座名義	一般社団法人 三田労働基準協会	・名義人住所	東京都港区芝4-4-5

なお、振込人名の前に講習会月日を記入ください(例 0121 〇〇カイシャ等)

- ③受講の取消：1月14日(水)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。
- ④受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提出ください。

- 8、問合先 (一社)三田労働基準協会 港区芝4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>
電話：03-3451-0901 FAX：03-3451-7692

*この講習は城南労働基準協会協議会(三田,品川,大田,渋谷労働基準協会)の共催により開催し、幹事協会は大田労働基準協会です。